

等級別掛金額一覧表（厚生年金、退職等年金）

〔適用期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで〕

標準報酬月額	報酬月額		厚生年金（※1）		退職等年金（※2）	
			等級	掛金額	等級	掛金額
88,000 円	93,000 円未満		第 1級	8,052 円		
98,000 円	93,000 円以上	101,000 円未満	第 2級	8,967 円	第 1級	735 円
104,000 円	101,000 円以上	107,000 円未満	第 3級	9,516 円	第 2級	780 円
110,000 円	107,000 円以上	114,000 円未満	第 4級	10,065 円	第 3級	825 円
118,000 円	114,000 円以上	122,000 円未満	第 5級	10,797 円	第 4級	885 円
126,000 円	122,000 円以上	130,000 円未満	第 6級	11,529 円	第 5級	945 円
134,000 円	130,000 円以上	138,000 円未満	第 7級	12,261 円	第 6級	1,005 円
142,000 円	138,000 円以上	146,000 円未満	第 8級	12,993 円	第 7級	1,065 円
150,000 円	146,000 円以上	155,000 円未満	第 9級	13,725 円	第 8級	1,125 円
160,000 円	155,000 円以上	165,000 円未満	第10級	14,640 円	第 9級	1,200 円
170,000 円	165,000 円以上	175,000 円未満	第11級	15,555 円	第10級	1,275 円
180,000 円	175,000 円以上	185,000 円未満	第12級	16,470 円	第11級	1,350 円
190,000 円	185,000 円以上	195,000 円未満	第13級	17,385 円	第12級	1,425 円
200,000 円	195,000 円以上	210,000 円未満	第14級	18,300 円	第13級	1,500 円
220,000 円	210,000 円以上	230,000 円未満	第15級	20,130 円	第14級	1,650 円
240,000 円	230,000 円以上	250,000 円未満	第16級	21,960 円	第15級	1,800 円
260,000 円	250,000 円以上	270,000 円未満	第17級	23,790 円	第16級	1,950 円
280,000 円	270,000 円以上	290,000 円未満	第18級	25,620 円	第17級	2,100 円
300,000 円	290,000 円以上	310,000 円未満	第19級	27,450 円	第18級	2,250 円
320,000 円	310,000 円以上	330,000 円未満	第20級	29,280 円	第19級	2,400 円
340,000 円	330,000 円以上	350,000 円未満	第21級	31,110 円	第20級	2,550 円
360,000 円	350,000 円以上	370,000 円未満	第22級	32,940 円	第21級	2,700 円
380,000 円	370,000 円以上	395,000 円未満	第23級	34,770 円	第22級	2,850 円
410,000 円	395,000 円以上	425,000 円未満	第24級	37,515 円	第23級	3,075 円
440,000 円	425,000 円以上	455,000 円未満	第25級	40,260 円	第24級	3,300 円
470,000 円	455,000 円以上	485,000 円未満	第26級	43,005 円	第25級	3,525 円
500,000 円	485,000 円以上	515,000 円未満	第27級	45,750 円	第26級	3,750 円
530,000 円	515,000 円以上	545,000 円未満	第28級	48,495 円	第27級	3,975 円
560,000 円	545,000 円以上	575,000 円未満	第29級	51,240 円	第28級	4,200 円
590,000 円	575,000 円以上	605,000 円未満	第30級	53,985 円	第29級	4,425 円
620,000 円	605,000 円以上	635,000 円未満	第31級	56,730 円	第30級	4,650 円
650,000 円（※3）	635,000 円以上		第32級	59,475 円	第31級	4,875 円

※1 厚生年金被保険者（70歳未満の組合員）

※2 年金払い退職給付

※3 令和2年9月1日から新たに設けられました。